税務訴訟資料　第２６０号－８（順号１１３６４）

最高裁判所（第三小法廷）　平成●●年（○ ○）第● ●号　所得税更正処分取消請求上告受理申立事件
国側当事者・国
平成２２年１月２６日受理
（第一審・山形地方裁判所　平成●●年（○○）第●●号、平成２０年１月１５日判決、本資料２５８号－１・順号１０８５９）
（控訴審・仙台高等裁判所　平成●●年（○○）第●●号、平成２０年８月２８日判決、本資料２５８号－１５３・順号１１０１１）

決　　　　定

申 立 人　　　　　甲
同訴訟代理人弁護士　　長岡　壽一
相 手 方　　　　　国
同代表者法務大臣　　　千葉　景子
同指定代理人　　　　　西川　英之

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第１　主文
　１　本件を上告審として受理する。
　２　申立ての理由中、７及び８を排除する。

第２　理由
本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法３１８条１項の事件に当たるが、申立ての理由中、７及び８は、重要でないと認められる。

平成２２年１月２６日
最高裁判所第三小法廷
裁判長裁判官　藤田　宙靖
　　裁判官　堀籠　幸男
　　裁判官　那須　弘平
　　裁判官　田原　睦夫
　　裁判官　近藤　崇晴